農業経営を始める

経営開始資金

次世代を担う農業者を目指す意欲ある新規就農者に対して、就農直後の経営確立をはかるための資金を支援します。

〇対象者(主な要件)

- ①独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となること に強い意欲があること。
- ②農地の所有権または利用権を有していること。
- ③独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画となっていること。
- ④農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うこと。
- ⑤人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借りていること。
- ⑥生活保護や失業手当等と重複で交付を受けていないこと。
- ⑦原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。 ※上記の他にも要件があります。

○交付額

150万円/年 × 最長3年間 ※夫婦で就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

○その他

- 交付対象者は、交付期間中及び交付期間終了後5年間、就農状況報告等の提出が必要です。
- 詳細については、農林水産省のウェブサイトをご確認ください。

経営開始資金



https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

ミドル就農者経営確立支援事業

農業経営を開始して間もない中年層(50歳以上60歳未満)の就農者に対して、就農直後の経営確立をはかるための資金を支援します。

〇対象者(主な要件)

- ①独立・自営就農時の年齢が原則50歳以上60歳未満の認定新規就農者または認定農業者で、 次世代を担う農業者となることに強い意欲があること。
- ②農地の所有権または利用権を有していること。
- ③農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うこと。
- ④人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借りていること。
- ⑤生活保護や失業手当等と重複で交付を受けていないこと。
- ⑥原則として前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。 ※上記の他にも要件があります。

○交付額

120万円/年 × 最長3年間 ※夫婦で就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

○その他

・交付対象者は、交付期間中及び交付期間終了後2年間、就農状況報告等の提出が必要です。